

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年1月31日～2019年2月6日)

平成 31 年(2019 年)2 月 8 日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 ビェドロ・スウプスク前市長による新党立ち上げ ウズベキスタンとの安全保障・軍事交流 EU非公式外相会合へのチャプトヴィチ外相の出席 ポーランドが米国のINF条約の義務履行停止を支持 ポーランド軍事資格制度 ポーランドによるグアイド・ベネズエラ大統領の承認 ブワシユチャク国防相, サイバー防衛部隊の創設等を発表								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 外国人法改正の動き EU基金を活用した国境警備隊の装備近代化 2018年中の不法移民あっせん組織の摘発状況 ヴロツワフで不審車両による暴走事件が発生 国境警備隊, アフガニスタン人密入国者を摘発 ポーランドでの北朝鮮人労働者の就労状況 たばこ密輸業者の取締りで国境警備隊員が重傷 毒性のある産業廃棄物を不法投棄した犯罪組織の摘発								
経済 病気の疑いのある牛の肉の流通 BSEの発生 簡易株式会社(PSA)法案 2018年の経済成長率 1月の購買担当者景気指数(PMI) ポーランド鉄道の拡張状況 ハード・ブレグジットによるポーランド輸出企業への影響 華為技術の対ポーランド投資 ガス輸入動向 電気自動車用充電ステーションの設置 エネルギー・重要インフラに係るセキュリティ対策の確立								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い パスポートダウンロード申請書の御案内 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について 国際機関への就職に関心がある皆様へ 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政 治

内 政

ビエドロン・スウプスク前市長による新党立ち上げ【2月3日】

3日、スウプスク前市長であるロベルト・ビエドロン氏は、ワルシャワ市内で支持者集会を開催し、新党「春」(Wiosna)の発足を宣言した。同前市長は、国内の社会政策を中心に基本政策を発表し、専門医受診待ち期間の最大30日への短縮、妊娠12週間ま

での女性の中絶権利の保障、同種労働の男女間差別撤廃、パートナー婚制度の導入などを掲げた。また、同前市長は、既成政党により敵対的な政治的分断が深刻化しているとして、今のポーランドには社会の共同体理念こそ最も重要であり、政界の分断状況の克服を目指すことを強調した。

外交・安全保障

ウズベキスタンとの安全保障・軍事交流【1月31日-2月1日】

1月31日-2月1日、ウズベキスタンからマチムードフ安全保障理事会議長兼国防副大臣及びエルガシエフ参謀長等がポーランドを訪問し、ソロフ・ポーランド国家安全保障局長官及びシコラ・ポーランド軍統合副参謀長と会談した。同長官とは相互協力に関する覚書に署名するとともに、同副参謀長との間においては、今後の2国間の軍事交流の可能性及び方向性について意見が交わされた。

EU非公式外相会合へのチャプトヴィチ外相の出席【2月1日】

1日、チャプトヴィチ外相は、ブカレストにて開催されたEU非公式外相会合に出席し、同会合では、東方パートナーシッププログラム及びベネズエラ情勢等について議論された。同外相は、東方パートナーシッププログラムでは、東方諸国で実施された活動の一層の可視化と更なる発展に向けた議論が必要であるとし、同プログラムはEUと東方諸国間の協力における重要なツールであると述べた。

ポーランドが米国のINF条約の義務履行停止を支持【2月1日】

1日、チャプトヴィチ外相は、同日にポンペオ米国防務長官が中距離核戦力全廃(INF)条約の義務履行を停止し、6か月以内に同条約を脱退すると発表したことを受けて、米国の決定を支持し、同決定はロシアによる長期にわたる条約違反への対応として正当である旨述べた。

ポーランド軍事資格制度【2月4日】

4日、ポーランド国防省は、2018年10月に合意された「軍事資格2019」制度を2月4日から4月26日の間実施することを発表した。参加を義務付けられているのは、2000年に出生した男性を基準に、様々な条件をクリアした男性及び女性であり、約21万人の参加が見込まれ、今回で10回目を迎える。

ポーランドによるグアイド・ベネズエラ大統領の承認【2月4日・5日】

4日、チャプトヴィチ外相は、ブリュッセルにて、ドイツ、フランス、オーストリア等の欧州諸国と同様に、グアイド氏をベネズエラの暫定大統領として承認する旨発言した。5日、同外相は、グアイド氏が支持を得るべきとポーランドは信じている旨述べ、一部のEU加盟国が反対の立場であることを認めつつ、ポーランドが協力している多くのEU加盟国は既にグアイド氏を承認しており、EUを通じて共通の立場を達成できるよう政策調整に取り組んでいる旨述べた。

ブワシュチャク国防相、サイバー防衛部隊の創設等を発表【2月5日】

5日、ブワシュチャク国防相は、ポーランドで行われたサイバーセキュリティ関連の会議に出席し、サイバー防衛部隊の創設及び同関連事業について発表した。同部隊は、2019年内に創設される見通しであり、同関連事業として、IT高校の創設、ポーランド軍事工学大学にサイバーセキュリティ分野のプログラムが開設される他、国内各地の大学で導入されているレギア・アカデミツカ(軍事教育プログラム)にも同分野のカリキュラムが拡大されている。

治 安 等

外国人法改正の動き【1月31日】

ポーランドは欧州委等からの指示を受けて外国人法の改正を進めており、EU域外出身の外国人のうち、ポーランドに研究、研修、交換留学等で来訪する

者については、受け入れ先から許可証を入手するよう義務づけることが検討されている。これは、留学等の名目で入境したにもかかわらず実際は就労目的で活動している者を排除することを目的としたもので、

私立学校(約250校)で活動する者を対象とする予定である。また、短期滞在に関する規定の改正も予定されており、就労や起業目的で短期滞在するEU域外出身者に、ポーランドの大学の卒業証書の提示を義務づけることも検討されている。

EU基金を活用した国境警備隊の装備近代化【1月31日】

31日、国境警備隊は、EU基金を使用して、ポーランド・ウクライナ国境に携行型サーモビジョンカメラ15機(総額1,800万ズロチ相当)を配備したと発表した。同カメラは、地形や明度、天候等に左右されず映像を確認することができるもの。また、7日にも、EU基金を使用して、同国境へ暗視ゴーグル280機が追加配備されたことが発表され、装備の近代化が進んでいる。

2018年中の不法移民あっせん組織の摘発状況【2月1日】

1日、国境警備隊は2018年中のポーランドにおける不法移民あっせん組織摘発状況について発表した。同統計によれば、同年中、国境警備隊は同組織に関する捜査50件を完了させ、331人を起訴、40人に対する量刑が確定したとされる。

ヴロツワフで不審車両による暴走事件が発生【2月4日】

2日深夜、ヴロツワフで不審車両が警察官の職務質問を振り切って逃走し、路上駐車中の車両2台に衝突して停止した。警察官が同車両に近づいた際、運転手は警察官に向けて車を急発進させ、再度逃走を試みたため、警察官はけん銃を発砲し、強制停止させた。同車両にはドルノシロンスキエ県在住の男2人が乗車しており、警察が背後関係等について捜査を進めている。

国境警備隊、アフガニスタン人密入国者を摘発【2月5日】

国境警備隊は、ポドカルパツキエ県スチシェジョフ

で、セルビアからEU域内に大豆を輸送するトラックに潜んで密入国を試みたアフガニスタン人2人を拘束した。容疑者は、トラック運転手が異音に気づくまで、3日以上にわたってトラックの荷台に潜伏しており、EU域内への越境を目指していた。なお、容疑者は、密航斡旋業者に3,000ユーロを支払ったと供述している。

ポーランドでの北朝鮮人労働者の就労状況【2月4日】

インターネットポータル wprost によると、ポーランドは国連安保理決議(UNSCR2397)にのっとり国内で就労している北朝鮮人労働者の国外追放を進めており、2018年に北朝鮮人労働者の大量追放が始まった。同年中、ポーランドは北朝鮮人労働者400人に対する就労許可を取り消しており、内務・行政省によれば、現在、ポーランド国内での就労が許可されている北朝鮮人の総数は37人とされる。

たばこ密輸業者の取締りで国境警備隊員が重傷【2月4日】

30日、国境警備隊がヴァルミンスコ・マズーリ県オレツコとポドラスキエ県スヴァキを結ぶ幹線道路でたばこ取締り業者の取締りを実施した際、同業者が国境警備隊の配置したロードブロックに車両で突っ込むなどの危険行為を行い、取締りに当たっていた国境警備隊員1人が重傷を負った。車両を運転していた密輸業者はポーランド人で、殺人未遂の容疑で起訴された。

毒性のある産業廃棄物を不法投棄した犯罪組織の摘発【2月6日】

警察は、マゾヴィエツキエ県ボルコヴィツェの農家の倉庫跡に、産業廃棄物1,000トンを超えて不法投棄した容疑で7人を拘束した。同廃棄物にはトリクロロエタンに類する科学物質が混入されており、土壌汚染や人体への害を引き起こすものであった。容疑者には5年以下の自由剥奪が課せられる見込み。

経 済

経済政策

病気の疑いのある牛の肉の流通【1月31日-2月3日】

民間TV局TVNの潜入取材により、ポーランド北東部のオストルフ・マゾビエツカに所在する食肉処理工場から、病気の疑いのある牛の肉が出荷されたことが判明した。農業・農村開発省によると、同工場から出荷された病気の疑いのある牛の肉は合計9.5トンで、うち2.7トンが輸出されたとされる。同工場は既に閉鎖されており、流通記録から

特定された当該牛肉の回収・廃棄が進められている。欧州委は、ポーランドを含むEU14か国に出荷されたとし、2月4日から8日まで、ポーランドに検査官を派遣し調査を実施すると発表した。ニエムチュク動物検疫庁長官は、同事案の発生を受け、欧州食品・飼料早期警報システム(RASFF)に報告するとともに、ブリュッセルにおいてEU各国の動物検疫長官と協議を行った他、全国の食肉処理場を対象とした抜き打ち検査を指示したと述べた。また、

アルダノフスキ農業・農村開発大臣は、今後数週間以内に、食品安全管理体制の強化を閣僚評議会に提案すると述べた。

BSEの発生【2月4日】

国際獣疫事務局(OIE)の発表によると、ポーランド南西部(チェコとの国境沿い)のミルスク町の農場において、牛1頭に非定型BSEの感染が確認された。感染が確認された牛は屠殺処分済みであり、ポーランドにおいてBSE感染が確認されたのは2013年3月以来となる。OIEによると、非定型BSEの同時発生率は非常に低く、今回の発生はポーラ

ンドのBSEリスク・ステータス認定に影響を及ぼすものではないという。

簡易株式会社(PSA)法案【2月5日】

閣僚評議会は、簡易株式会社(PSA)法案を採択した。PSAは有限責任会社と株式会社の間のような形態の会社で、資本金1ズロチから、電子登録により24時間以内の設立が可能となる。PSAの主な旗振り役となっているのはエミレヴィチ企業・技術大臣で、スタートアップ企業の成長促進が期待されている。

マクロ経済動向・統計

2018年の経済成長率【1月31日】

中央統計局(GUS)の推計値によると、2018年の経済成長率は対前年比5.1%に達し、2007年以降最高となった。個人消費(対前年比4.5%増)及び固定資産投資(対前年比7.3%増)が経済成長の主な牽引役となった。

IHS Markitによると、1月の購買担当者景気指数(PMI)は、48.2ポイントとなり、2018年12月の47.6ポイントから改善したものの、引き続き景気の拡大・縮小の分岐点である50ポイントを下回っている。生産高及び輸出の減少が進み、在庫の伸びが過去20年間で最高となった。ポジティブな動きとしては、雇用の改善がみられた。

1月の購買担当者景気指数(PMI)【2月1日】

ポーランド産業動向

ポーランド鉄道の拡張状況【2月1日】

ポーランド国鉄会社(PKP)は新たな20の鉄道駅の建設に関する契約に署名した。新たな鉄道駅は8つの地方に建設され、総費用は約9,000万ズロチ(2,100万ユーロ)となり、一部にEU基金が充てられる。

関税障壁に係る様々な手続でも費用が発生する。自動車車体及び同部品(8.7億ズロチ)、一般産業機械(8.3億ズロチ)、プラスチック(1.6億ズロチ)等で輸出額減少が予想され、農産品への影響が最も大きいと見込まれると指摘した。同協会は、影響逡減のために新規輸出先の開拓を提唱した。

ハード・ブレグジットによるポーランド輸出企業への影響【2月1日】

ポーランド経済研究所は、英国がEUから離脱した場合、ポーランドの輸出額に72億ズロチ(英国への輸出の12.7%減)の影響が生じると試算した。また、関税手続き、動植物検疫、製品安全など非

華為技術の対ポーランド投資【2月1日】

華為技術(Huawei)は、ポーランドに対して今後3年間で20億ズロチを超える新規投資を行うと発表した。同社は過去15年間で50億ズロチを投資しており、1,000人近い雇用を創出している。

エネルギー・環境

ガス輸入動向【2月5日】

ナイムスキ・エネルギー戦略インフラ担当政府委員は、バルティック・パイプライン計画を踏まえ、ロシアからのガス輸入については2022年で終了すると述べた。また、ポーランドはガスの輸入先の多様化をはかるとして、その例として米国やカタールをあげた。

ポーランド道路総局(GDDKiA)は、電気自動車用の充電ステーションを高速道路A4と準高速道路S8に設置する工事の入札を発表した。13のサービスエリアに2基ずつ充電ステーションを設置する予定で、必要経費は27万ズロチと試算されている。現在、159のサービスエリアに同様の充電ステーションを設置する検討がなされており、必要経費は8,600万ズロチとも見積もられている。

電気自動車用充電ステーションの設置【2月5日】

エネルギー・重要インフラに係るセキュリティ対策の確立【2月5日】

野党Kukiz'15は、発電所等のエネルギー及び重要インフラ施設に関するセキュリティ強化を政府に呼びかけた。過去には環境NGOによる発電所

への侵入等の事件が発生しており、テロ対策を含むセキュリティ対策が必要としている。最高監察院(NIK)も2016年に同問題を指摘しており、5日、ブワシュチャク国防相が同施設を含むサイバーセキュリティ対策の確立を公表した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年1月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。ま

た、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

パスポートダウンロード申請書の御案内

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html)を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

国際機関への就職に関心がある皆様へ

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール:

info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本ポーランド国交樹立100周年屋外パネル展【1月15日(火)～2月28日(木)】

ワジェンキ公園において、日本ポーランド国交樹立100周年屋外パネル展が開催中です。日本とポーランドの二国間の歴史や両国の交流に関するパネルが展示されています。入場料は無料です。

開催場所: ワルシャワ、ワジェンキ公園屋外ギャラリー(ショパン像の入り口のフェンス), Al. Ujazdowskie

詳細: <https://www.lazienki-krolewskie.pl/>

【開催中】日本ポーランド国交樹立100周年屋内パネル展【1月15日(火)～2月28日(木)】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、日本・ポーランド交流展が開催中です。日本ポーランド関係のエピソードを紹介したパネルが展示されています。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp,

住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

【開催中】第5回日本映画祭【2月6日(水)～9日(土)】

ワルシャワの映画館 Elektronik にて「日本映画祭」が開催中です。各映画入場料15(割引)～17PLN。(英語・ポーランド語字幕付)

上映スケジュール:

- 2月6日(水) 19時 「もういちど」板屋宏幸監督 2014年
2月7日(木) 19時 「廻り神楽」遠藤協監督・大澤未来監督 2017年
2月8日(金) 19時 「おしん」富樫森監督 2013年
2月9日(土) 14時 「ルドルフとイッパイアッテナ」湯山邦彦監督・榊原幹典監督 2016年
19時 「猫侍」山口義高監督 2014年

サイドイベント(入場無料):

- 2月9日(土) 11時半 大人向け将棋ワークショップ (ポーランド語)
13時 子供向け将棋ワークショップ (ポーランド語)
17時 講演会: 日本文化における猫 (ポーランド語)

開催場所: Elektronik 映画館, Gen. Zajaczka 通り7番

詳細: <http://kinoelektronik.pl/2019/01/10/nieznane-oblicza-japonii-6-9-lutego-2019/>

主催: 在ポーランド日本大使館, 国際交流基金, エレクトロニク映画館

【予定】展覧会「和紙の不思議。紙の秘密」【2月9日(土)～3月31日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館 Manggha にて, 和紙展が開催されます。

開催場所: マウオポルスカ県, クラクフ市, 日本美術技術博物館, ul. M. Konopnickiej 26

詳細: <http://manggha.pl/wystawa/washi-no-fushigi-tajemnica-papieru>

【予定】日本映画祭【2月15日(金)～17日(日)】

ポズナンの映画館 Kino Pałacowe にて「日本映画祭」が開催されます。各映画入場料10PLN。(英語・ポーランド語字幕付)

上映スケジュール:

- 2月15日(金) 17時 「廻り神楽」遠藤協・大澤未来監督 2017年
2月16日(土) 15時 「おしん」富樫森監督 2013年
17時 「もういちど」板屋宏幸監督 2014年
2月17日(日) 12時 「ルドルフとイッパイアッテナ」湯山邦彦・榊原幹典監督 2016年
16時 「猫侍」山口義高監督 2014年

開催場所: Centrum Kultury Zamek, Kino Pałacowe 映画館, Św. Marcin 通り80/82番

詳細: <http://kinopalacowe.pl/wydarzenia/4176-nieznane-oblicza-japonii-przeglad-filmowy/>

主催: 在ポーランド日本大使館, 国際交流基金, パワツォヴェ映画館

【予定】講演会「梅田芳穂」【2月18日(月) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて, 梅田芳穂氏の活躍に関する講演会が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00, Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

【予定】東北の神楽【2月23日(土)及び26日(火)】

ワルシャワ及びグダンスクにおいて, 国際交流基金主催による東北の神楽の公演が予定されています。入場は10～30ズロチ(会場及び座席により異なる)です。

開催場所:

2月23日(土) 19:00 ポルススキ劇場, Karasia 通り2番, ワルシャワ

詳細: <https://www.teatrpolski.waw.pl/>

2月26日(火) 18:00 シェクスピロフスキ劇場, Bogusławskiego 通り1番, グダンスク

詳細: <https://teatrszekspirowski.pl/>

【予定】展覧会「美しい東北の手仕事」【3月1日(金)～24日(日)】

ワジェンキ公園において, 展覧会「美しい東北の手仕事」が開催されます。

開催場所: ワルシャワ, ワジエンキ公園, Podchorążówka

詳細: <https://www.lazienki-krolewskie.pl/>

【予定】映画上映会: 「いま忍者 初見良昭84歳」【3月4日(月) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、NHKワールドのドキュメンタリー「いま忍者 初見良昭84歳」が上映されます(日本語, 英語字幕)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp,

住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)